

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

◇規 則
市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

規 則

市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十六号

市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十九年三月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号(1)を次のように改める。

(1) 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち、二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において、「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十一条の十三及び第三百二十一条の十四の規定の例により、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.06825 + B \times 0.07985 \times 1.00021 + C \times 0.06825$$

$$\times 1.000186$$

算式の符号

- A 昭和48年2月1日から同年9月30日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について、昭和48年2月1日から同年3月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては同年5月31日までの間に、同年4月1日から同年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあつては同年11月30日までの間に、修正申告、更正又は決定(期限後申告に係るものを含む。以下本条において同じ。))があつた場合においては、その最終の課税標準額とする
- B 昭和47年10月1日から昭和48年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る

法人税割について同年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の課税標準額とする。))

○ 昭和29年4月1日から昭和47年1月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和47年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものに係る当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から同年3月31日以前における最終の課税標準額を控除した額

附 則

この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和四十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(郵送料を含む。)